

課税ベースの選択をめぐって

飯野 公 央

目 次

はじめに

I. 現行所得課税の問題点

1. 理論（定義）上の問題点
2. 現行制度上の問題点

II. ブルー・プリントにおける支出税構想

1. 支出税の課税ベース，税率および税務行政
2. 支出税のメリット
3. 支出税のデメリット
4. 小括

III. 経済・社会の変化とベース選択

1. 経済・社会の変化と支出税支持論
2. 支出税支持論の制約条件
3. 小括（直間比率是正論について）

結びにかえて

はじめに

1970年代後半から80年代の世界的な税制改革の潮流の中で、そして財政再建の下で、所得税（特に給与所得に対する）に偏った税体系を是正することを目的に、わが国では所得税減税と消費税導入がセットで行われた。そして、おりからのバブル景気による予想外の自然増収は、所得税減税と財政再建の両立とをある程度可能にした。しかし、バブル経済崩壊後の長期不況の中で、短期的な

景気対策として、また高齢化社会の到来をはじめとする中・長期的な課題に対する財源調達手段として、税制の抜本的見直しが迫られている。

ところが政府税制調査会を含む世論の一部には、直間比率の是正をスローガン（あるいは目的）に、所得税減税とその代替財源としての消費税増税のセット論を改革論議の焦点に位置づけている¹⁾。

しかし、バブル景気で財政再建が進んだとはいえ、平成4年度までの累積赤字残高は約180兆円にも達しており、財政再建に目度があった訳では決してない。また国内的には、きたるべき（超）高齢化社会に増加するであろう年金や医療費、住宅・生活関連社会資本の整備が、対外的には、経済援助や国際機関への拠出金の増加など、抑制がきわめて困難な財政需要の増加が予想される。

この様に少なくとも将来的に税負担の増加が避けられない現在、長期的な財政を取り巻く環境の変化を考慮にいたした負担配分のメカニズムの一環として税制が論議されるべきである。

ところで、昨今の改革論議の一つの特徴は、所得税制の構造的問題点を指摘すると同時にその代替案として、消費をベースに課税する消費課税あるいは支出税の相対的メリットを強調する議論が以前にもまして高まりを見せていることだろう²⁾。しかしながらこれまでのところ、代替案としての消費課税あるいは支出税への移行がはたしてわが国の所得税制の構造的問題点を十分に改善できるか否かについて十分検討されているとは思われない。それゆえわが国の経済社会の変化に対応する税制として支出税中心の税体系の持つ意味を明らかにすることは重要である。

そこで本稿では、最も所得税中心主義の国である合衆国財務省が1977年に行った支出税構想である [Blueprints for Basic Tax Reform] をてがかりに、支出税からみた現行所得税の問題点ならびに代替案としての支出税構想の特徴を整理し、それをもとに、今後のわが国の経済社会の変化に対応する税制として所得税のウエイトを引き下げ、代わりに消費税のウエイトを引き上げるべき、あるいはもっと根本的に支出税へ移行すべき、との議論を検討してみたい。

考察順序は次の通りである。Iでは、現行の所得課税の問題点を理論面と行

政面から整理する。Ⅱでは、所得課税の代替案としての消費ベース課税（支出税）の基本的仕組みと、所得課税と対比してのメリットおよびデメリットを検討する。そしてⅢでは、Ⅱの議論をベースに、所得税中心主義からの脱却、あるいは所得ベース課税から消費ベース課税への移行が叫ばれている日本の現状に対する評価を試みたい。

- 1) 「『公正で活力ある高齢化社会』を目指して」と題された1993年11月19日付け政府税制調査会答申では、①世代間あるいはライフ・サイクルを通じた税負担の平準化、②経済活力の発揮、③安定的な税収構造の確保、を基本原則に直間比率の見直しが支持されている。
- 2) 消費税あるいは消費ベース課税を支持しているものとしては、政府税制調査会『今後の税制のあり方についての答申』（1993年11月19日）、野口悠紀雄『ストック経済を考える』中公新書、1991年、中谷巖「政治改革より税制改革を」『新潮45』1993年9月号、同「平成大不況への処方箋—消費税アップ担保に今10兆円減税を—」『THIS IS 読売』1993年11月号、島田晴雄「今こそ偽装民主主義を打ち壊せ」『THIS IS 読売』1993年10月号を、これに対し、直間比率は正に否定的なものとしては、宮島洋「所得減税、消費税増税で税体系はさらに歪む—日本の所得税率は低い、見直すべきは地方の法人事業税—」『エコノミスト』1993年11月2日号、八田達夫「景気対策に所得税減税は不要—ストック・デフレ対策減税のすすめ—」『月刊 Asahi』1993年12月号を参照。

I. 現行所得課税の問題点

1913年10月3日、大統領ウッドロー・ウィルソンは、憲法修正第16条に基づき、合衆国で最初の恒久的所得税法となるべき法案に賛成した。下院歳入委員会は、所得税をあらゆる税の中で最も公平で安上がり（cheapest）な税であると称し、やがて大衆の満足と支持を得るだろうと予言した。¹⁾

所得課税制度の有力な支持者である R. グードは、連邦歳入制度において個人所得税が卓越した地位を占めているのは、その高い生産性と、そしてより基本的には、国の諸経費をまかなう最も公平な手段であるという広範な考え方を

反映しているからであり、さらにまた、経済の変動をなだらかにする連邦政府の責任が大きくなるにつれ、所得税の事業活動の変動に適応できる点が財政上の便宜のみならず、有効な安定力として認められるようになってきているからだとして所得税の優位性を主張している²⁾。

ところが、現実には、大衆の満足と支持を得るところか最も不公平な税制だと見なされるようになってきている³⁾。なぜ所得課税はこれほどまでに異なる評価を受けることになったのであろうか。ここでは、合衆国所得税を中心に所得課税の問題点を理論面と制度面の両方から整理する。

1. 定義（理論）上の問題点

所得課税が支持される理由の一つは、担税力を表す指標として所得が適当であるという認識に基づいている。そしてその所得が包括的であればあるほど公平性が高まると考えられている。しかし問題なのは、具体的に課税対象とすべき所得の範囲を明確に判断しうる基準が何かである。一般にこの基準を示したのがヘイグ・サイモンズである。

ヘイグ・サイモンズ基準（以下H・S基準と略す）によれば、所得 Y は、

$$Y=C+\Delta W$$

で表される。Cは消費を、 ΔW は富の純増を表す。

サイモンズによると、右辺に含まれるのは、①要素所得、所得の移転または蓄積された富からの消費（自己消費のための財・サービスおよび所有する耐久消費財の使用価値も含む）、②保有資産の価値増加から生じる富の純増である⁴⁾。この定義によれば、ある人の所得は、一定期間における消費と富（資産）の純増の和で計られる。そのため賃金、利子、利潤などの要素所得のみならず、資産価値の上昇によるキャピタル・ゲイン（実現・未実現にかかわらず）も含まれる。また贈与、移転収入、さらにはギャンブル収入なども所得とみなされる。

つまり、H・S基準の下では、所得はその源泉だけでなく、その所得が安定的・継続的あるいは不安定・一次的・予測困難か否かなどにより区別されることはないのである。

ところで、この様なH・S基準については、支出税提唱者からいくつかの問題点の指摘がなされているが、中心は ΔW であらわされる変動性の所得に関してである。まず第1に、H・S基準ではキャピタル・ゲインは実現・未実現に関わりなく課税ベースに含むとされているが、税務行政上、未実現のキャピタル・ゲインを把握することはきわめて困難である。また仮に課税できたとしても売却前に課税された場合、納税に当てる資金を持たない個人は売却を強制されることになり不合理である。そしてさらに問題なのは、割引率の変化によって資産価値が大幅に変化した場合、Yが担税力の指標として十分機能しない可能性があることである⁵⁾。例えば、市場利率の上昇にともなう大幅なキャピタル・ロスがCを相殺する場合、所得はゼロまたはマイナスとなり、この納税者は担税力を持たないことになるからである。第2に、変動性の所得を課税ベースに含むことによって納税者の支払い能力は、変動する経済力に左右されやすくなる。例えば、累進税率の適用を受けている場合に同じ所得を稼得したとしても、一年という期間で所得が把握されるのかより長い期間で把握されるのかでは、前者の方が課税上不利に扱われる。もちろん平均化措置により緩和することが可能であるが、それではH・S基準と矛盾することになる。つまり、この様な問題は、所得を求める際に ΔW を含め、そして一定期間に限定して担税力を計ろうとしたことから生じたのである。支出税提唱者がライフ・タイムをとって恒常的・安定的な経済力を表す消費の方が支払い能力の指標として適当だと考えるのはこの様な理由からである。

これまで所得税は、水平的公平、所得再分配機能、資源配分への中立性などの基準に照らして地租、関税、個別間接税などの前近代的な税に比べ優れた性質をもつと考えられていた。しかし、資本主義の発展にともなう所得源泉の多様化、とりわけストック化の進行は、H・S基準に照らした所得把握の困難さを急速に高めているようである⁶⁾。

2. 現行制度の問題点

ほとんどの資本主義諸国において、税制は単なる政府の財源調達手段に留ま

らず、社会的・経済的諸政策の手段として利用されている。医療費、教育費、高齢者に対する特別な控除などは社会福祉目的から、そして、特定産業・事業に対する特別措置などは資本蓄積促進の観点から導入されたものである。

しかし、この様な特定の個人あるいは企業（産業）を課税上優遇することは、様々な問題点を生み出すのである。以下では現行所得税制の制度面の問題点を整理する。

(1) 税制の複雑化

合衆国では税額を産出する際、納税者はあらゆる所得を合計し、そこから本人、配偶者、扶養家族に認められた一定の所得控除と人的控除を差し引き、その残額に税率を乗じ、最後に税額控除を差し引き、税額が求められる。

今日では、課税免除、所得調整、所得・税額控除などの増殖と範囲の拡大によって、申告時期には普通の納税者に大量の、そして煩雑な事務作業が必要となっている。その結果、納税申告書（Form-1040）の記入を専門家にまかせる納税者が増加し、これがタックス・シェルターの利用拡大につながっている。

(2) 課税ベースの侵食

合衆国の税額計算のプロセスは、単に複雑なだけでなく、この過程で多くの所得が課税ベースから抜け落ちるといふ側面を含んでいる。⁷⁾

一般に貨幣所得のみが課税所得として扱われるが⁸⁾、そこからも多くのものが除外される。例えば、州・地方債利子、社会保障給付、年金・保険事業への拠出金などである。さらに、課税所得を産出する際には、人的控除だけでなく、概算控除や慈善的寄付、住宅ローンの支払い利子などの項目別控除が認められ、課税ベースは小さくなっている。また、法人に関しては、投資税額控除制度、加速度償却と支払い利子の所得控除などが組み合わさり、極端な場合には、ある部門の所得を他の部門の赤字で相殺し所得税を回避することも可能となっている。

(3) 経済の歪みと不公平

課税ベースの包括性が欠如すると、資本と労働の生産的な組合せに歪みが生じる。例えば、課税ベースが小さい場合、一定の歳入を確保するためにはより

高い限界税率が適用される。このため高い限界税率は投資を抑制し勤労意欲を低下させるばかりかタックス・シェルターとなる非生産的投資を奨励し、国民生活の水準と経済成長率を不必要に低下させる。さらに、課税上優遇された経済活動がそうでない活動よりも優先され、市場よりも税制が資源配分に干渉し、生産的な投資と経済成長にとっての阻害要因となる。

また、課税ベースの侵食は不公平を生み出す。同じ所得を稼得しているにもかかわらず、一方が税制上優遇されているために税負担が異なるのは水平的公平の観点から明らかに不公平である。そして同一所得階層での水平的公平が達せられていない場合には、異なる所得階層での垂直的公平も実現されにくい。

（4）インフレと所得税

1970年代の後半以降、所得税制の問題点の一つとして強く意識されたのは、所得税制がインフレの影響を排除できるようにはなっていなかったことである。個人所得税の場合、税率が累進構造になっているため、インフレーションによる名目所得の増加は、個人をより高い税率ブラケットに押しやり⁹⁾、実質所得に変化はなくとも、税負担だけが上昇するブラケット・クリーブ現象を作り出した。

しかし、問題はブラケット・クリーブに留まらない。インフレの時期には資産価格がインフレにつれて上昇しキャピタル・ゲイン税が支払われるが、事業会社は在庫と減価償却資産への実質資本投資を非課税で回収することが認められていない。そのため1970年代には高率のインフレーションとそれに対処できない税制との相互作用によって資本形成——特に非金融法人部門の——が阻害されたと考えられる¹⁰⁾。

以上のような現行所得課税制度の問題は——しかも合衆国のような申告納税に大きく依存している国の場合——最終的には納税者の信頼を失い、制度それ自身の崩壊につながりかねない。そこで、以上のような問題点を是正するためには、税制はより公平かつ簡素で、経済的意志決定に中立的であるよう改革される必要があった。そしてそれには、課税ベースが包括的で、ある程度は累進的ではあるが勤労意欲と経済成長を損なうほどではない税率構造をもつことが

要求されたのである。

- 1) H. Rept. 5, 63 Cong. 1sess. (1913), reprinted in U. S. Bureau of Internal Revenue, *Internal Revenue Bulletin*, Cumulative Bulletin 1939-1, Pt. 2 (January-June 1939), pp. 1-3.
- 2) Goode, R., *The Individual Income Tax*, The Brookings Institution, 1964. pp. 5. (塩崎潤訳『個人所得税——「最良の租税」の研究——』今日社, 1976年)。
- 3) Goode, R., *Lessons from Seven Decades of Income Taxation*, in Pechman J. A. ed., *Options for Tax Reform*, The Brookings Institution, 1984. pp. 13.
- 4) Simons, H. C., *Personal Income Taxation*, University of Chicago Press, 1938, pp. 49-58.

なお、ヘイグ・サイモンズの所得概念が所得税の構成にどのような規範的意味を持つかについて、クノッセン (Sjibren Cnossen) は次の7点をあげている。

- ① 現物所得は、その市場価値全体に対して課税すべきである。また、課税消費と所得を得る際に控除される経費とをはっきり区別することが大切である。
- ② 年金のような将来の所得の請求権は、所得に含まれるべきである。つまり、保険料の控除は認めるべきではなく、蓄積した保険金に累積する利子は課税されるべきである。
- ③ 持ち家住宅の純帰属賃貸所得は、住宅ローンの利子、修理、維持費、減価償却費等を考慮した後で、課税されなければならない。
- ④ あらゆる資本所得とキャピタル・ゲインは、実現・未実現にかかわらず、キャピタル・ゲインの課税ベースをインフレ調整した後、通常所得として課税されなければならない。
- ⑤ 贈与、遺贈、およびくじ引きの景品も課税すべきである。
- ⑥ 分配収益および留保収益に対する法人税は、株式の所得税と完全に一本化しなくてはならない。
- ⑦ 海外所得は、全額課税しなければならないが、海外所得または海外法人については、控除を認めなくてはならない。

Cnossen, S., Overview, in Pechman J. A. ed., *World Tax Reform*, The Brookings Institution, 1988. pp. 263.

- 5) Bradford F., The Case for a Personal Consumption Tax, in Pechman, J. A. ed., *What Should be Taxed: Income or Expenditure?*, The Brookings Institution, 1980, pp. 80.
- 6) 税法学者 B. ビトカーは、包括的所得税支持者たちが説く所得概念の包括性には、首尾一貫性がなく、特別措置の増殖に対する歯止めとしては機能しえないと論じている。Bittker B., A "Comprehensive Tax Base" as a Goal of Income

Tox Reform, *Harvard Law Review*, Vol. 80, March 1967.

- 7) ベックマンによれば、個人所得のうち課税ベースに含まれる割合は、1947年には約40%、69年に50%にまで上昇し、1971年から84年までは45～47%に低下している。

Pechman J. A., *Federal Tax Policy*, 5th ed., The Brookings Institution, 1987, pp. 66.

- 8) 貨幣所得を重視することは、未実現のキャピタル・ゲイン、帰属所得を自動的に除外することを意味し、ますます税金のかからない付加給付（Fringe benefit）を増加させるという問題を含んでいる。
- 9) インフレによる限界税率の推移（1965～88¹⁾）を示したのが下の表である。

| 年 | 家族（4人）の所得 | | |
|------------------|-----------|------|---------|
| | 中位所得の1/2 | 中位所得 | 中位所得の2倍 |
| 1965..... | 14 | 17 | 22 |
| 1970..... | 15 | 20 | 26 |
| 1975..... | 17 | 22 | 32 |
| 1980..... | 18 | 24 | 43 |
| 1986..... | 14 | 22 | 38 |
| 1988（税制改革法）..... | 15 | 15 | 28 |

1: 社会保険税ならびに州・地方所得税を除く

出所: *Economic Report of the President*, GPO, 1987, pp. 80, Table 2-1.

- 10) Feldstein M. and Summers L., Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector, *National Tax Journal*, Vol. 32, No. 4, December 1979 を参照。

II. ブルー・プリントにおける支出税構想

現行の所得税制の問題点を改善する代替プランとして、課税ベースがより包括的で、資源配分と経済成長を阻害しない程度の累進度が適用でき、税務行政上も簡素化が図れる税体系として合衆国財務省が1977年に提案したのが、一つは理想的な包括的所得税への接近であり、もう一つが支出税構想である。そしてブルー・プリントでは、両者の比較検討の結果、税制改革の方向として支出税構想を支持している。¹⁾

ここでは、ブルー・プリントに依拠しながら、現行所得税制の代替プランとしての支出税構想の特徴点を整理する。

1. 支出税の課税ベース、税率および税務行政

(1) 支出税の課税ベース

支出税は、個人の税負担能力の指標として消費を、つまり消費を課税ベースとする直接税である。ただし、後でみるように必ずしも消費支出そのものを課税ベースにするとは限らないので、消費に当てられる資金を課税ベースにすると考えた方がよいかも知れない。

まず支出税の課税ベースは、資金流入の合計額から資産購入や貯蓄などの非消費的な資金流出額を差し引くことで求められる。そして、蓄積された資産および貯蓄額はそれが売却あるいは引き出されて消費に回された段階で課税ベースに含まれる。例えば、借入れを行った場合、借入金の受取は課税ベースに含まれるが、負債の返済は貯蓄に等しいから、その様な返済と利子支払いは課税ベースから控除される（具体的な取り扱いについては付表1を参照）。

事業用資産の扱いも消費に課税するという原則に基づく。したがって、事業用資産の購入は直ちに控除される。投資は直ちに経費扱いされ、その資産に基づく収益とその売却による受取は、再投資されない限り課税ベースに含まれる。そして金融資産の購入も控除され、また、配当と受取利子は、株式あるいは債券の売却収入と同様、貯蓄に回されない限り課税ベースに含まれる。

なお、ブルー・プリントにおける支出税構想の下では、所得課税の下で存在する補完税としての法人税の存在根拠が失われる。なぜなら、企業の未分配利潤（内部留保）は貯蓄扱いされるため、所得税下で必要なキャピタル・ゲイン課税の前取りという意味での存在根拠はなくなるのである。

(2) 税率

支出税は所得税と同様に直接税であり、所得再分配効果をもつように人的控除や概算控除を導入することも可能であり、税率についても累進税率を導入することが可能である。次の表は同じ歳入を作り出すという前提で、理想的な包

表 2 包括的所得税モデルおよびキャッシュ・フロー税モデルでの限界税率

| | 所得区分 (ドル) | 限界税率 (%) | キャッシュ・フロー区分 (ドル) | 限界税率 (%) |
|-------|--------------|-------------|---------------------|-------------|
| 合同申告 | 0- 4,600 | 8 | 0- 5,200 | 10 |
| | 4,600-40,000 | 25 | 5,200-30,000 | 28 |
| | 40,000- | 38 | 30,000- | 40 |
| 独身者申告 | 0- 2,800 | 8 | 0- 3,200 | 10 |
| | 2,800-40,000 | 22.5 | 3,200-30,000 | 26 |
| | 40,000- | 38 | 30,000- | 40 |

【出所】 *Blueprints for Basic Tax Reform*, 2ed edition, pp. 143, 150.

括的所得税と支出税とがどの程度の累進税率表を作り出せるかを財務省が試算したものである。

(3) 税務行政

課税ベースの算定でもふれたように、支出税は、消費に向けられた資金を課税ベースとする税であるが、各人が消費支出をすべて記録し申告するのは実際上きわめて困難である。そこで、非消費的な資金の流出を金融機関の適格 (qualified) 勘定を通じて納税者と税務当局が管理すれば消費支出を直接ベースにしなくても課税ベースが産出できる。ただし、このためには金融機関による厳格な管理ならびに原則として申告納税に依存することになるが、ブルー・プリントではアンドリュースによって提唱された前納勘定 (tax Prepayment) 方式との選択を認めており、税務行政の簡略化が図られている。²⁾

2. 支出税のメリット

現行の所得課税制度に対して支出税がもつ優位性の一つは、より包括的なベースを持つことで現行制度がもたらすような経済的意志決定の歪みや不公平を排除できる可能性が高いということである。もちろん、包括的所得税もこの点に関しては同様である。しかし、包括的所得税に比較しても支出税にはいくつかの利点を持っている。

(1) 所得算定上の利点

I-1でもふれたように、H・S基準では課税ベースに変動所得を含むため、

所得は必ずしも十分な担税力の指標とはならず、ライフ・タイムを通じての恒常的・安定的な経済力を表す指標としては消費の方が適当だと考えられる。また、貯蓄に対する二重課税を排除することで、現在と将来の間での消費・貯蓄の選択に歪みを加えることはなく、所得税制下よりも貯蓄を増やし、投資、生産性および経済成長を促進すると考えられる。

さらに所得の把握の上で最も困難なものの一つである事業所得と資本所得の把握も、所得税下で要求される複雑な規定を回避できる。例えば、事業所得を算定する際に、現行法では現金主義会計、発生主義会計のどちらかを選択できる。そこで仮に発生主義を選択した納税者の場合、多年度にわたる事業からの所得はいつの時点で記載されるのか、また現金主義を選択した納税者の場合、後年の所得を得るために発生した経費をいつの時点で記載するのか、というタイミングの問題が発生する。しかし、支出税の場合、資金の流れで把握されるためこのような問題は存在しない。さらに、減価償却、棚卸し会計等の諸問題も支出税の下では発生しない。

次に資産所得はどうであろうか。支出税の下では資産購入は全額控除され、資産売却は再投資されない限り課税ベースに含められる。そのため、まず資産の原価（基準価格）を知る必要がない。そしてキャピタル・ゲインも他の源泉の所得と同じ扱いを受けることになる。つまり、これによりキャピタル・ゲインを普通所得に算入する際の問題やタックス・シェルターが大幅に削減でき、水平的公平が高まることになる。

（2）制度的利点

支出税の制度上の利点の多くは上記の所得算定上の利点と重複している。そこでここでは、それ以外の利点についてふれておく。

第1は、支出税がインフレーションに耐えうる要素を持っていることである。一般に70年代のインフレとその影響を排除できない税制によって資本投資が影響を受けたといわれている。これは減価償却費、在庫評価法、キャピタル・ゲイン、支払・受取利子をインフレに合わせて調整することが複雑かつ困難なため、資本所得を誤算したからである。ところが、支出税は資金の流れ（つまり

当期の価格で評価される）に基づいているので、インフレ調整の必要はなく、資本投資がインフレの影響を受けにくくなる。

第2は、現行の年金に対する課税を簡素化できることである。合衆国の代表的な年金プランである個人退職年金や事業主退職年金において、拠出は控除（一定の上限あり）されるが元本と利子の受取は課税される。ところがそうでない年金プランもあり、引出しに格差ができる。しかし、支出税の下では、貯蓄はすべて同じに扱われる。すなわち拠出時点で控除され、引出し時点で課税される。

第3は、自動的（自発的）な平均化措置である。累進税率の下では、変動する所得を得ている個人は一定の安定的な所得を得ている人よりも税負担が重くなる可能性があるため、所得の平均化措置が取られている。しかし、支出は所得ほどには変動しないと考えられるため、支出税の下では複雑な平均化措置は不必要である。もっとも、支出税の下では、個人が合理的な消費計画に基づき消費を行うと想定し、平均化を各納税者に任せており、後でふれるように、この自発的の平均化措置が、資産（貯蓄）の前納勘定と結びついた場合、支出税下でループ・ホールを作り出す可能性をもっている。

3. 支出税のデメリット

すでにみたように、支出税には所得税と比べいくつかの点で優れた特徴もっている。しかし、仮にブルー・プリントで示されたような支出税が導入できたとしてもそこにはいくつかの問題点がある。以下では、ブルー・プリントの支出税構想そのものもつ問題点と、実際に導入される場合に修正されるであろう事柄を考慮にいれた場合の問題点とに分けて考えてみたい。

(1) ブルー・プリントにおける支出税構想の問題点

ブルー・プリントが課税ベースを算定する際に、資産・借入れについて適格勘定と前納勘定の選択を認めたのは、比例税率と資産価値に変動がなければ両者が等価であるといアンドリュースの主張と、そうすることで税務行政上——特に資産管理にかかわるモニター——の必要が軽減され、支出税の導入可能性

が高まると考えられたからである。しかしながら、税率と資産価値の不変を前提とすることは余り現実的とはいえないばかりか、重要なループホールを作り出す可能性も持っている³⁾。つまり、適格勘定の場合、資産購入（貯蓄）は控除され、資産の売却・貯蓄の引出しは課税ベースに算入されるため、資産価値に変動がおりキャピタル・ゲインが発生したとしても自動的に課税ベースに算入される。ところが、前納勘定では、資産購入（貯蓄）時点での控除をしない（つまり課税される）かわりに資産の売却・貯蓄の引出しを課税ベースに算入しないため、キャピタル・ゲインが発生した場合には非課税のまま消費に当てることができるのである。

また将来の税率変化の予想によっても、課税回避が可能である。例えば、将来税率の引き上げが予想されれば前納勘定を選択して将来の課税ベースを小さくし、反対に引き下げが予想されれば適格勘定を選択して将来の課税ベースを大きくすることで税負担の軽減が可能である。

このように前納勘定の導入は、支出税における実効性を一見高めたかのようなのであるが、前提条件が変化すれば新たなループ・ホールを作り出すのである。

ブルー・プリントにおけるもう一つの重要な問題点は、支出税が所得税における以上の富の蓄積を可能とするのではないかというものである。特にブルー・プリントにおけるように資産の移転を非消費行為として移転資産を課税ベースから控除してしまう場合、そして仮に受取人がその資産をそのまま資産として持ち続けるならば、世代を超えて非課税の富の集中が進む危険性が高い。それゆえ、ブルー・プリントでも勧告されているように、支出税においても所得税におけるのと同様に資産の移転に関しては別建ての、しかもかなり厳しい資産移転税を課す必要がある。支出税構想が包括的所得税と同じような課税ベースの包括性と再分配効果を持つためには非課税の資産移転をどれだけ防止できるかがきわめて重要になる⁴⁾。

(2) 実現時に予想される問題点

支出税の提唱者は理想的な支出税の諸結果を、現行の不完全な所得税と比較する傾向がある。そこで、支出税導入時にプランそれ自身がどの程度の修正を

加えられる可能性があるかを考えるのは意味のあることである。

所得税制の問題点である各種の控除，特別措置は，今日の政治の中で，強力な利益集団の既得権を形成し，容易には縮減・廃止できない状況にある。その結果，仮に支出税制度に移行したとしても，現行所得税制下の優遇措置のほとんどがそのまま受け継がれるかも知れない⁵⁾。慈善的寄付，医療費，州・地方政府的の財産税や売上税，児童養育費，高齢者のための控除などは，他の人的控除と同様控除されるだろう。そして，支出税の下では貯蓄も控除されるため，結局支出税の課税ベースが縮小され，一定の税収をあげるには現行所得課税が直面したのと同じように限界税率の引き上げという事態に追い込まれる可能性もある。そして，移行に向けて最後まで残される課題はおそらく国際間調整であろう。ヒト・モノ・カネがグローバルに展開する段階で，所得をベースに課税する国と消費をベースに課税する国とが并存した場合，税制の差異を利用した新たな租税回避行動を誘発するかも知れない⁶⁾。

4. 小 括

支出税が課税ベースの包括性，経済的意志決定に対する中立性，そして水平的公平性を維持するためには，申告納税を前提とした適格勘定方式による資産・借入れの管理，非課税の資産移転を防ぐための厳しい資産移転税による補完が不可欠である。しかし，一般には申告納税と適格勘定は導入にとっての大きな障害とみなされており，これがブルー・プリントに見られる支出税構想の大きな矛盾の一つである。もし，この矛盾に目をつぶり，前納勘定方式で資産・借入れをモニターするならば，現行所得税で問題にされるような資産所得が課税ベースから抜け落ちた勤労所得税に近いものとなり，課税ベースの包括性，経済的中立性，水平的公平性を損なうものとなろう。その場合，現行所得税制よりも改善されるのは，事業所得のインフレ調整が簡素化され，インフレの資本投資に与える影響が排除でき，さらに，課税ベースから貯蓄が控除できるために貯蓄が増加し，投資が増えるかも知れないということである。以上のように考えると，合衆国で支出税構想が支持されたのは，貯蓄不足が企業投資を阻

害し経済成長の足かせとなっているという強い危機意識の表われのようである。

現行所得税制を支出税へ移行させるためにも、そして包括的所得税へ接近させるためにも、かなりの程度重複する制度改革——各種控除・特別措置の縮減・廃止——が不可欠である。

- 1) 人々がどれだけ稼得するかに応じて課税するよりも、人々がどれだけ消費するかに応じて課税する方が、公平という点でまさっているという主張は、ホッブスの『リヴァイアサン』（第30章）に簡潔に表明されている。この主張は、その後、英国のミル（J. S. Mill）、マーシャル（A. Marshall）、ピグー（Pigou）、合衆国のフィッシャー（I. Fisher）及び1942年の財務省の支出税提案、イタリアのエイナウディ（L. Einaudi）に受け継がれた。しかし、カルドアの *An Expenditure Tax*, Georg Allen & Unwin Ltd., 1955（時子山常三郎監訳『総合消費税』東洋経済新報社、1963年）が発表され、これをもとに後年インドとスリランカで史上はじめて導入されたが、税務行政上の不備も手伝って、実効性にかける非現実的な制度であるとして短期間で廃止された。この失敗により、理論上はともかくとして実効性は持たないと評価されるようになったが、1974年アンドリュース（W. D. Andrews）の *A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, *Harvard Law Review*, Vol. 87, April 1974. によって、支出税の実効可能性が高められ、スウェーデンのロディン報告（Lodin, S. O., *Progressive Expenditure Tax-an Alternative ?*, LiberForlag, 1978.）、アメリカのブルー・プリント（U. S. Department of Treasury, *Blueprints for Basic Tax Reform*, U. S. Government Printing Office, 1977.）、英国のミード報告（The Institute for Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee chaired by Professor J. E. Meade*, Allen & Unwin, 1978.）などの勧告が出されるようになった。
- 2) アンドリュースによる前納勘定方式というのは、比例税率と資産価値に変動がないならば、貯蓄・借入れを支出税から除外（非課税ではない）しても実質的な差異はないというものである。つまり、資産の購入あるいは貯蓄は適格勘定ではベースから控除されるが、前納勘定方式では控除しない（つまりベースに含まれ課税される）。しかし資産の売却あるいは貯蓄の引出しについてはベースに含まない（つまり課税されない）のである。結局、資産購入（貯蓄）時に税を前払いしていることになる。

Andrews, W. D. *A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax*, *Harvard Law Review*, Vol. 87, April 1974.

- 3) 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、1986年、第Ⅱ章支出税が前

納勘定方式の持つ問題点について詳しく分析している。

- 4) 機会・選択の平等といった支出税が重視する事前の公平は、生涯所得＝生産消費という強い仮定に基づいている。つまり非課税による次世代への資産移転は、支出税の公平性を確保するために避けなければならないことの一つである。

Warren A., *Would a Consumption Tax Be Fairer than an Income Tax?*, *The Yale Law Journal*, Vol. 89, May 1980.

- 5) Pechman J. A., *The Rich, The Poor, and The Taxes They Pay*, Harvester Wheatsheaf, 1986. (石弘光, 馬場義久訳『税制改革の理論と現実』東洋経済新報社, 1988年, 140ページ)。
- 6) Croode R., *The Superiority of the Income, Tax*, in Pechman J. A. ed., *What Should be Taxed: Income or Expenditure?*, The Brookings Institution, 1980, pp. 65-67.

Ⅲ. 経済・社会の変化とベース選択

Ⅱ節の検討から、現行所得税制の代替的プランである支出税構想が実際に導入され、その有効性を発揮するには、適格勘定に基づく申告納税、厳格な資産移転税など、数々の条件を満たす必要のあることが明かとなった。ただし、それらの中には支出税に限らず、理想的な包括的所得税に移行する場合でも不可避なものも少なくない。

そこで、この様な留保条件をも考慮に入れた上で、今後のわが国の経済・社会の変化に対応した税制としての支出税構想の意味について検討し、最後に直間比率は正論についてふれておきたい。

1. 経済・社会の変化と支出税支持論

政府税制調査会の答申によると、わが国の経済・社会の推移は、所得水準の上昇・平準化と経済のストック化の進行、消費の多様化・サービス化、高齢化、国際化という基調に変化はないものの、高齢化の進展が加速され、「公正で活力ある高齢化社会」の実現を目指すことが強く意識されている。¹⁾そして、この

高齢化社会に適合した税制のあり方として、所得税から消費課税にウェイトを移行させるべきであるとの議論が高まりを見せている。

以下では、高齢化、ストック化、国際化という3つの側面を中心に消費課税あるいは支出税が支持される論拠について整理する。

(1) 高齢化

平均寿命の伸びと出生率の低下とが並行して進んでいる（超）高齢化社会の下で、税負担と社会保険料の大半を勤労世代に依存している現在のシステムは、国民負担の増加に適応できず、負担意欲や勤労意欲を阻害し、そして社会全体の活力の低下を招き、最終的には財政的破綻の可能性を秘めている。他方、高齢者の経済状況は、十分ではないが社会保障制度の整備などにより改善が進み、税負担に耐えうる能力を有するものも少なくない。そこで、今後の高齢化社会においては、生産の担い手である勤労世代に過度の負担をかけず、高齢者をも含めた負担可能な構成員がその能力に応じて負担するよう、世代間での税負担の平準化が必要になる。しかし、人々が生涯に渡り税を負担するとすると、負担能力をどの様な基準で測定するかが重要な意味を持つ。つまり、ライフ・サイクルの視点が必要になる。

ところで、ライフ・サイクルを通じた家計の経済行動としては、所得が年齢あるいは年度によって変動するのに比べ、消費行動は、一つにはライフ・プランに基づき計画されるため、比較的安定している。この様に、消費をベースに担税力を測る方法が、ライフ・サイクルを通じた税負担の平準化には有効である。特に、終身雇用制度・年功序列賃金制度といった、ピラミッド型の人口構成のもとで高度成長を支えた雇用制度が変化せざるをえない現状では、消費ベース課税による税負担の自発的平準化機能はますます重要になると思われる。

次に、社会が高齢化するという事は、生産性の低下を意味し、それに対処するための資本設備あるいは技術開発が必要になる。消費ベース課税では、貯蓄はそれが消費に当てられるまで課税されず、また、所得税における貯蓄の二重課税も排除されるため、経済成長に必要な貯蓄が賄いうると考えられる。

また、高齢化にともなう社会保障関連費、生活関連社会資本整備費などの経

常的財政需要の増加に備えるためには、税収の伸長性と安定性が不可欠と考えられる。この点からも、景気変動による振れの少ない消費ベース課税が支持される。

(2) ストック化

経済のストック化が進展するということは、社会全体として資産の蓄積が進む一方で、持つ者と持たざる者との格差が拡大するということの意味するだけではない。その蓄積された資産価格は変動し易く、またなんらかの要因で変動した場合には、社会全体が大きく揺れ動くことを意味している。例えば、80年代合衆国で見られた不動産ブームとそれに続く景気停滞や、わが国のバブル景気とその後の長期不況がこのことを示している。

ところで、現行の所得課税制度の特徴の一つは、様々な租税特別措置により、資産性所得が軽課あるいは非課税にされていることである。これは、資本蓄積を促進する目的で導入されているものであるが、これがかえって、税による資源配分上の歪みと資産の保有格差を生み出し、活動階級たる企業家・労働者と不活動階級たる資産保有者との対立を生み出している。つまり、本来なら市場メカニズムにより配分される資金が、短期的な利鞘を求めて税制上有利な資産に向かって流れるため、市場で評価される投資収益よりも税制上の有利さを基準に資金配分がなされる傾向が現れ、資源配分に大きな歪みが発生するようになり、民間固定資本の充足に大きなマイナスとなるのである。この様に、フローの所得に偏った所得課税制度では、ストック化した経済の変動に対しては対応が難しい。既にふれたように、消費ベース課税は、資産の蓄積に関しては、等しく貯蓄扱いとなり、その意味で資産選択に対して中立的でありうる。

(3) 国際化

1980年代以降のグローバリゼーションは、活動の量的拡大のみならず、多様化、複雑化の様相を呈している。ところが、この様な経済活動が生み出す所得に対する課税をめぐるには、様々な障害が発生している。その一つは、国際的に流動する資本や資源（物的・人的）を自国に引き寄せるための税制競争、そして、国際的な租税回避行動から課税ベースを確保したいとする要求である。

特に多国籍企業の課税ベース確保をめぐっては、移転価格税制を中心に、日米租税摩擦の大きな要因ともなっている²⁾。さらに国際金融市場の発達と自由化の進展、とりわけユーロ市場の発達により、国際的な資本移動の中立性を妨げるような税制上の格差は是正されつつあり、今後もこの中立性にそった各国間での制度調整が行われるだろう。

さらに、法人に対する税負担（特に地方税）が国際的に高いわが国の場合、法人の内部留保を貯蓄とみなす消費ベース課税は、企業の国際競争力維持の点からも支持される。

最後に、国際化と関わって考慮すべきことは、地球環境問題への取り組みの一環としての税制の役割である。周知の通り、環境問題に対する税制の役割は、まず汚染者あるいは汚染物質に対し重課するペナルティー機能と、破壊された環境の復元または汚染を未然に防ぐための費用を調達する機能である。これらについても市場メカニズムを通じて消費者の意志が反映できる消費課税が最も有効であると考えられる。

2. 支出税支持論の制約条件

支出税も包括的所得税も、理想的な形態（特に税務行政上の諸問題が解決されたならば）で導入されたなら、両者の違いは課税のタイミングの問題に収斂するかもしれない。その意味では、支出税も包括的所得税もどれだけ理想的な形に近い形態で導入できるかがきわめて重要な意味を持つ。

ところで、支出税が上記のようなメリットを持つか否かは課税ベースの包括性にかかっている。そしてその包括性は、適格勘定とそれに基づく申告納税、そして非課税の資産移転を防止する厳格な資産移転税の導入にかかっている。もちろんそのためには納税者番号の導入が不可欠なことは言うまでもない³⁾。それゆえもし、導入を焦る余りブルー・プリントにみられる前納勘定との選択を自由に認めるならば、現行所得税が直面しているように、資産所得とりわけキャピタル・ゲインの課税が困難となるばかりか、そもそも貯蓄控除であるから、現在以上に富の分配を不平等にするかも知れない。もしそうならば現行制度以

上にきびしい勤労所得課税になるだろう。

もう一つの制約条件は、政治的既得権に根ざした現存の諸控除を縮減・廃止できるか否かである。支出税のメリットの一つに間接的ではあるが、政治的な中立性が考えられる。つまり支出税では控除項目の内容ではなく、資金のフロー、つまり量が問題であるため、各控除項目にかかわる行政サイドや属議員などからの干渉を排除できるからである。しかし、支出税に移行する際に、この中立性が貫けるかどうか、課税ベースの包括性とかかわったむずかしい制約条件である。

なお、支出税への移行には、移行期特有の問題がある。例えば、現時点で蓄積された富をどうするかといったことや、所得ベースの国と支出ベースの国が並存する場合に国際間調整をどうするかといった問題などが含まれる。これらについては今後の研究がまたれるところである。

3. 小括（直間比率是正論について）

1970年代後半以降のスタグフレーションを原因の一つとする財政危機は、高度成長期に毎年のように行われていた税負担調整のための減税を困難にした。そのため、累進税率構造の下では、インフレと時間の経過による所得水準の上昇が、何らの増税政策をとまわなくとも、所得税の税負担率を引き上げた。しかし、問題は、特に給与所得者、なかでも源泉徴収されている人のようなインフレに対処する税制上の手段を持たない人に負担増が顕著なことである。つまり、直接税の問題は、全体的な負担水準が上昇したこともさることながら、負担上昇がきわめて偏っていることにその原因が求められる。

この様に考えれば、わが国の所得税制度においてまずは是正されるべきは直接税内部の負担の偏りを是正することである。そしてそのためには、所得源泉別での税負担格差をより包括的な課税ベースに移行することにより是正することが不可欠なのである。直接税としての支出税を議論することの現時点での意味は、その代替プランの一つを提示することである。

現行所得税制の問題点を是正しない形で消費税を導入し、その割合を高めよ

うという議論は、所得税制の問題点を改善するどころか、歪みをさらに増すものと考えられる。

ここまでの議論を振り返って言えることは、支出税を導入するためには単に直間比率の割合を消費税にシフトさせ、その割合を更に高めれば移行が容易になるというものではない。グランド・デザインとしての体系的な構造改革とそれともなう複雑な税務行政に対するトレーニングが不可欠なのである。そしてそのどちらもが、実は包括的所得税に移行する場合にも有用なのである。

必要なことは、直間比率是正という曖昧な言葉によって再分配効果を持たない付加価値税のウェイトを高めることではなく、中・長期的に課税ベースの拡大をはかる方策を検討すべき時である。支出税は本来そのための代替案なのである。

- 1) 政府税制調査会『今後の税制のあり方についての答申——「公正で活力ある高齢化社会」目指して』1994年11月。
- 2) 移転価格税制に関しクリントン政権は、従来の独立企業間価格の算定方式では合衆国に進出している多国籍企業に十分課税できず、新たに利益率を基準に多国籍企業の所得を把握しようと試みている。このことは、多国籍企業の課税所得の把握がいかに困難であることを示している。拙稿「移転価格税制の変遷と合衆国経済」『立命館経済学』第42巻第2号、1993年参照。
- 3) 先進諸国の中で何らかの納税者番号が導入されていないのは日本とスイスだけである。OECD, *Taxpayers' Right and Obligations: A Survey of the Legal Situation in OECD Countries*, 1990, pp. 60-61.

結びにかえて

本稿では次の諸点を明らかにした。Iでは、現行所得課税制度の問題点を理論面と制度面から検討し、第1に、H・S基準による所得の把握が資本主義社会の発展、とりわけ所得の発生形態の多様化に適応できなくなっていること、そして、第2に、税制が財源調達手段としてだけでなく、社会政策的・経済政

策的手段として利用されることで、多種多様な租税特別措置による課税ベースの侵食と税収確保のための高い限界税率との組合せを選択せざるをえなくなり、かえって納税者間での負担の不公平、資源配分の不効率、税務行政の複雑化をもたらしたのであった。Ⅱでは、その様な現行所得課税の代替プランとしての支出税構想について検討した。支出税は、納税者が消費に向けた資金を課税ベースとする直接税であるが、実際には、消費に向けられない資産（貯蓄）を金融機関による厳格な適格勘定方式と申告納税制度によりモニターし、また、資産が非課税で移転されるのを防ぐための補完税として資産移転税を課すことで、課税ベースの包括性を確保する税である。支出税では、特に各種のインフレ調整が不要であるなど、税務の簡素化に結び付くメリットが多数あるが、課税ベースの包括性には不可欠な資産・借入れについての適格勘定と申告納税という税務行政の複雑さが逆に導入を阻んでいる。もっとも、前納勘定方式を取入れ、行政上の複雑さを緩和することは可能であるが、キャピタル・ゲインの課税ベースからの脱漏を可能にしてしまうなどの問題点があり、支出税の抱える大きな欠点の一つが明かとなった。ただし、資産所得の把握が不十分なのは所得税も同様であり、今後の税制改革が支出税あるいは包括的所得税のどちらの道を選択するにしろ、資産およびそこから発生する所得を如何に把握するかが課税ベースの包括性を大きく左右するだけでなく税制改革それ自体の成否の鍵となるだろう。Ⅲでは、今後の経済・社会の変化（国際化・ストック化・高齢化）に対応する税制として、支出税が支持されつつある理由とその制約条件について検討した。適格勘定や納税申告、特別措置の否認や資産移転税による補完などが十分に整備された支出税ならば、課税ベースの包括性により、国際的な資本移動に対してより中立的でありえるだろう。また、ストック化した経済においても包括的なベースの支出税は、資産（貯蓄）選択に対する中立性とインフレ調整の排除などにより民間固定資本の充足を高めるだけでなく、生活関連社会資本の整備のための安定財源確保にも有用である。また、高齢化の進展にともない人々がライフ・タイムで生活設計をするようになったことも支出税の有用性を高めている。そして年金財政の破綻が明らかなることを考えれば、勤労世代

だけでなく、高齢者世代にも（その担税力に応じて）税負担を求めることができる支出税のメリットは大きい。

ただし、幾度となく強調しているように、支出税が有効に機能するか否かは、包括的所得税同様、課税ベースの包括性にかかっている。昨今の直間比率は正論では、直接税の課税ベースを如何に拡大するかという議論はほとんど見られない。これでは、たとえ消費ベース課税あるいは支出税に移行したとしても問題の解決にはならない。このままでは、再分配効果を持たない日本型消費税の増税を支持する論理に、支出税構想が（その意図することとは全く別に）使われる危険性が高いのである。

〔第50回日本財政学会において本稿にもとづく報告に対し、大阪経済大学教授鶴田廣己先生より有益なコメントを多数頂いた。記して謝意を表しておきたい。〕

（付表1） 現行税制と改革案との比較

| 項目 | 現行税制 | 包括的所得税 | キャッシュ・フロー税 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 法人所得 | | | |
| a. 留保 | 法人に別建て課税 | 個人所得として課税ベースに算入 | 消費されるまで課税せず |
| b. 配当 | 法人に別建て課税100ドル控除後個人ベースに算入 | 別建て課税せず | 消費されるまで課税せず |
| キャピタル・ゲイン | 実現時に長期ゲインの50%を算入 | 実現時に全額課税ベースに算入 | 消費されるまで課税せず |
| キャピタル・ロス | 長期ゲインと1,000ドルの通常所得から長期ロスの50%を控除、繰越可能 | 実現時に全額課税ベースから控除 | 消費が減少しない限り税による相殺なし |
| 減価償却 | 設備・建造物ごとに異なる償却規定 | 産業別に体系化された経済的価値の減価にほぼ等しい償却規定に改正 | あらゆる事業用支出、資本・資金を経費と認める |
| 州・地方債利子 | 課税ベースに不算入 | 課税ベースに算入 | 消費されるまで課税ベースに不算入 |
| その他の利子 | 課税ベースに算入 | 課税ベースに算入 | 消費されるまで課税ベースに不算入 |
| 借入金 | 課税ベースに不算入 | 課税ベースに不算入 | 課税ベースへの算入は選択 |
| 借入金の利払い | 課税ベースから控除 | 課税ベースから控除 | 借入金をベースに算入した場合は課税ベースから控除 |
| 借入元金の返金 | 課税ベースから控除せず | 課税ベースから控除せず | 借入金をベースに算入した場合は課税ベースから控除 |
| 持家の賃貸価値 | 課税ベースに不算入 | 課税ベースに不算入 | 住宅購入は消費扱いされ潜在的にベース算入 |

| | | | |
|-----------------------|---|--|---|
| 州・地方の財産・売上・ガソリン税(非営業) | 課税ベースから控除 | 課税ベースから控除せず | 課税ベースから控除せず |
| 医療費 | 調整総所得の3%超が課税ベースから控除 | 控除せず；所得の10%超の支出に税額控除可能 | 控除せず；消費の10%超の支出に税額控除可能 |
| 慈善的寄付 | 課税ベースから控除 | 課税ベースから控除せず | 課税ベースから控除せず |
| 災害損失 | 未保険損失は課税ベースから控除 | 課税ベースから控除せず | 課税ベースから控除せず |
| 州・地方所得税 | 課税ベースから控除 | 課税ベースから控除 | 課税ベースから控除 |
| 児童養育費 | 控除額に制限 | 控除額を改訂 | 控除額を改訂 |
| 退職年金への拠出金 | 雇用主分は非課税，従業員分は課税 | 拠出金全額を非課税 | 拠出金全額を非課税 |
| 年金基金の利子収入 | 非課税 | 雇用主，個人に帰属させ全額課税 | 非課税 |
| 年金基金からの退職給付 | 従業員拠出金収益以外を課税ベースに算入 | 課税ベースに算入 | 貯蓄されない場合課税ベースに算入 |
| 社会保障拠出金 | 雇用主分は非課税，従業員分は課税 | 拠出金全額を非課税 | 拠出金全額を非課税 |
| 社会保障退職所得・失業保障 | 課税ベースに不算入 | 課税ベースに算入 | 貯蓄されない場合課税ベースに算入 |
| 賃金・俸給 | 課税ベースに算入 | 一次稼得者は算入，二次稼得者の1,000ドル未満の75%と，1万ドル以上の全額を課税ベースに算入 | 一次稼得者は算入，二次稼得者の1,000ドル未満の75%と，1万ドル以上の全額を課税ベースに算入，貯蓄分は控除可能 |
| 適格投資勘定への預入 | 非課税 | 非課税 | 課税ベースから控除 |
| 適格投資勘定からの引出し | 非課税 | 非課税 | 課税ベースに算入 |
| 概算控除 | 項目別控除を利用しない場合のみ利用可能；単身者は1,600ドル，又はAGI 2,400ドルまでの16%，既婚者は1,900ドル，又はAGI 2,800ドルまでの16% | 概算控除なし；申告あたり1,600ドルの免除 | 概算控除なし；申告あたり1,600ドルの免除 |
| 人的控除 | 一人あたり750ドル，高齢者，盲人には付加免除 | 一人あたり1,000ドル | 一人あたり800ドル |

【出所】 *Blueprints for Basic Tax Reform*, 2nd ed., pp. 16-19.